

流域政策局

どのような洪水においても、人命を守ることを最優先に基幹的対策である「ながす」対策に加え、「ためる」「とどめる」「そなえる」対策を組み合わせた「滋賀の流域治水」を実践し、将来にわたって安心して暮らせることができるよう、自助、共助、公助を基本とした水害に強い地域づくりを目指します。

また、気候変動に伴う降雨量の増大等を踏まえ「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」と意識を根本的に転換し、ハード・ソフト対策を一体として、あらゆる関係者により社会全体で水災害に備える取組を進めています。

■ 淡海の川づくり

「湖国」と呼ばれる滋賀県では、人々は湖や河川の恵みを享受し、時には脅威にさらされながらも畏敬の念を持ち、自然の環境やリズムにうまく寄り添いながら湖や川と共存し、独自の文化が培われてきました。

このような中で、治水安全度の向上を目指して県民の生命財産を守るとともに、豊かな自然、風土に培われた歴史・文化を深めて、人々と川の絆をさらに強め、多様な生物の生息、繁殖に適した豊かな河川環境を維持または構築し、生活の豊かさと自然環境の豊かさを両立させる河川づくりを進めています。

■ 淡海の川づくり

一級河川	知事 (指定区間)	504本	河川	500	1,930km	2,253km	淀川水系496本、木曾川水系1本、北川水系3本
			湖沼	4	323km		琵琶湖、余呉湖、西之湖、入道沼
大臣	大臣	13本	単独	5	24km	68km	淀川、水越川、鷺見川、尾羽梨川、針川
			並存	8	44km		野洲川、大石川、信楽川、大戸川、琵琶湖、田代川、高時川、奥川並川
計		509本	うち琵琶湖直接流入117本 うち淀川水系 505本		2,321km	河川は流心延長 湖沼は周囲延長	

● 広域河川政策室

1 河川整備計画の策定



流域の特性により分割した7つの圏域ごとに、県が管理する河川の整備目標や具体的な実施内容などを定めた河川整備計画を策定し、計画的に河川事業を推進しています。

2 広域的な河川政策の推進



琵琶湖淀川流域は近畿2府4県にまたがり流域面積は8,240km²、うち琵琶湖流域が約半分を占めており、治水、利水、環境など多くの面で琵琶湖と下流域の結びつきが深いことから、広域的な視点に基づき河川政策に取り組んでいます。また、県民生活や産業活動、琵琶湖の生態系などに配慮した、より良い水位について、水位を管理している国との連絡調整を行っています。

● 流域治水政策室

1 水害に強い地域づくりの推進

大河川の氾濫だけでなく、中小河川や身近な用水路等の氾濫も考慮した、より実現象に近い浸水リスク図である「地先の安全度マップ」を基礎情報として、地域の浸水特性を踏まえた水害に強い地域づくりを推進しています。

特に浸水リスクの高い地区では、安全な住まい方への転換を図るため、浸水警戒区域の指定を進めています。

令和2年7月豪雨や令和元年の東日本台風の被害を踏まえ、住民自らの避難行動を起こすための様々な支援を進めます。



ポイント
逃げ遅れても命が守れるように避難空間を確保しよう!

▶安全な住まい方とは?

想定水位より上に部屋や屋上がある
浸水が始まってからでも逃げ込める場所に避難場所がある

▲地域の特性に応じた、古くからの土地利用の例 ▲浸水警戒区域では、住まいに避難空間を確保

●水源地域対策室

当室では治水ダムの運用・維持管理業務を行っています。

また、治水を主目的とするダムに関連する水源地域の地域振興対策業務を行っています。

1 管理中のダム

管理中の6ダムは、各土木事務所で施設の適正な管理と安全で確実な運用に努めており、より安全なダム運用を図るため施設の更新改良事業等を行っています。また、ダム湖周辺は、四季折々を楽しむ「水と緑のオープンスペース」として県内外の多くの方に親しまれています。

○ダム長寿命化

ダム長寿命化計画に基づき、ダム施設のより健全な状態での管理・運用・更新を行うため、洪水吐ゲート施設、取水放流施設、ダム管理用制御処理設備等の施設や設備の更新・改良を必要に応じて適切な時期に進めています。

○ダムの機能・役割の周知

緊急時の住民の適切な避難行動につなげるため、緊急放流（異常洪水時防災操作）や令和2年度より運用を開始した事前放流など、ダムの機能と役割についてわかりやすく説明した「ダムウォーキングマップ」を作成しました。ダム周辺の豊かな自然や季節の花々、歴史遺産などの魅力を活かしながらダムウォーキングを促し、ダムへの理解と健康増進を図ります。

姉川ダムにおいて、河川維持用の放流水を活用した水力発電を民間事業者と協働して実施していま



2 地域振興

国の要請に基づき検証を行った北川ダムについては、平成24年7月に北川ダム建設事業の一旦中止の対応方針を決定し、平成25年3月に地元と締結した協定書に基づき、政策転換による影響を緩和するための地域振興事業を実施しています。

国が計画する大戸川ダムについては、地域整備事業の一環として県道大津信楽線の付替工事に取り組んでおり、令和元年8月から一部供用を開始しています。また、令和3年8月に淀川水系河川整備計画の変更計画が策定され、ダム本体工事の実施が位置付けられたことから、地域整備事業の再開を予定しています。

独立行政法人水資源機構が建設を予定していた丹生ダムについては、平成28年7月20日に中止の対応方針が示されたため、国をはじめとした関係者と協力しながら、丹生ダムに代わる治水対策としての高時川の改修や、地域振興の核となる県道中河内木之本線の整備など、地域整備に取り組んでいます。